内閣官房長官談話

令和7年11月11日

- 1、政府は、本日の閣議において、一般職国家公務員の給与改定について 人事院勧告どおり実施することなどを内容とする本年度の公務員の給与 改定の方針を決定しました。
- 2、本年の勧告は、調査時点の民間の給与実態を反映し、俸給及びボーナスについて4年連続で引き上げるとともに、本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当の見直し等を行う内容であります。
- 3、政府は、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度を尊重し、 国の財政状況、経済社会情勢など国政全般との関連を考慮しつつ、国民 の理解を得られる適正な結論を出すべく検討を行った結果、本日、勧告 どおり実施することを決定したところであります。
- 4、地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公 務員法の趣旨に沿って適切に対応するよう要請することとしております。
- 5、公務員諸君においては、一人一人が国民全体の奉仕者であることを強く自覚するとともに、改めて厳正な服務規律の確保と公務の適正かつ能率的な運営を図るよう強く期待するものであります。

以上